

社会福祉法人 禎人会

役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人禎人会の役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬の額並びにその支給方法等について必要な項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬を支給する役員等は理事会にて承認可決された者とする。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は理事会にて承認可決された額（月額300,000円を上限）とする。

(報酬の支給方法)

第4条

- 1 月額で報酬を支給する役員等は、職員の給与支払日の例により支給する。
- 2 月途中の就任及び退任、若しくは死亡した場合、日割り計算をもって支給する。

附 則

この規程は平成21年9月1日より実施する。